

# よくある質問

## Q1. 調整給付とは何か

- A1. 調整給付とは、定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)または令和6年度分個人住民税(市・県民税)所得割額を上回る方に対し、上回った額の合計を1万円単位で切り上げた額を給付するものです。

## Q2. 私は調整給付の対象者か

- A2. 調整給付の対象の方には、7月末以降、順次通知をお送りしますので、そちらをお待ちください。

## Q3. 調整給付で受け取れる金額が知りたい

- A3. 定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)を上回った金額と、令和6年度分個人住民税(市・県民税)所得割額を上回った金額を合計し、1万円単位で切り上げた金額を給付します。

実際の給付額については、7月末以降に順次お送りする通知にてご確認ください。

## Q4. 確定申告で税額が下がる予定だが、調整給付額は変わるのか

- A4. 令和6年分所得税および定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足があることが判明した場合には、追加で給付を行います。

## Q5. 定額減税可能額が税額を上回る場合はどうなるのか

- A5. 定額減税可能額が税額を上回る場合は、所得税額、個人住民税(市・県民税)所得割額それぞれの上回った額の合計を1万円単位で切り上げた額を給付します。

## Q6. 推計所得税額とは

- A6. 個人住民税(市・県民税)は前年の所得(令和5年分所得)を元に計算されるのに対し、所得税は現年の所得(令和6年分所得)を元に計算されます。そのため、令和6年分の所得税額は令和6年中には確定しません。  
今回、調整給付をいち早く給付するため、令和6年中に入手可能な前年の課税情報を元に令和6年分所得税額を推計し、調整給付を算定することとなっています。

## Q7. 調整給付はどの市町村(特別区を含む)においても同じ基準で支給されるのか。

- A7. 全国同じ基準で算定し支給します。

# よくある質問

## Q8. 定額減税とは何か教えてください

- A8. 令和6年度の税制改正により、令和6年分の所得税・令和6年度分の個人住民税(市・県民税)の減税が実施されることになりました。  
納税者および同一生計配偶者または扶養親族(国内居住者に限る)1人につき、所得税から3万円、個人住民税(市・県民税)所得割から1万円の定額減税額が控除されます。

## Q9. 定額減税の経緯・目的は

- A9. 「デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)」において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、減税を実施することになりました。

## Q10. なぜ給付ではなく減税なのか

- A10. 賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するには、国民の可処分所得を直接的に下支えする所得税、個人住民税(市・県民税)の減税が最も望ましいと考えられたためです。

## Q11. 定額減税の対象者は

以下に該当する場合は、定額減税の対象者となります。

所得税:令和6年分所得税の納税者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方

- A11. 個人住民税(市・県民税):令和6年度個人住民税(市・県民税)の所得割の納税者で、令和5年分の個人住民税(市・県民税)に係る合計所得金額が1,805万円以下である方

※合計所得金額が1,805万円以下は、給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下に相当

## Q12. 定額減税される金額を教えてください

- A12. 納税義務者である本人と同一生計配偶者または扶養親族1人につき、所得税額から3万円、個人住民税(市・県民税)所得割から1万円が減税されます。  
ただし、国外に居住している同一生計配偶者および扶養親族を除きます。

## Q13. 給付金はどのように支給されるのか

- A13. 申請時にご指定いただいたご本人名義の口座にお振込みします。

# よくある質問

## Q14. 確認書はどこへ発送されるか

- 事務処理基準日となる6月10日の住所地へ送付します。
- A14. ただし、職場等に住民登録地以外の住所を申し出ている関係で、個人住民税(市・県民税)が他の住所地で課税されている方は、そちらの住所へお送りします。

## Q15. オンライン申請はできますか？

- オンライン申請も可能です。  
給付金の対象の方に、7月末以降にお送りする確認書または小山市定額減税調整給付金ポータルサイトから申請いただくことが可能です。
- A15. 二次元コードを読み込んでいただき申請に進んでいただけます。
- ただし、代理人申請の場合には、書類申請でのみお受付となります。

## Q16. 市民税の定額減税について知りたい

- 個人住民税(市・県民税)の定額減税額については、個人住民税(市・県民税)の税額決定通知に記載されます。
- A16. ・給与所得者で特別徴収の方は、5月末頃までに勤務先から渡される特別徴収の税額決定通知に記載されます。  
・普通徴収・年金特別徴収の方は、6月中旬頃までに届く税額の決定通知に記載されます。  
※給与明細書にも減税額が記載される予定です  
※ご本人確認が必要な個人の税額等はお電話でお伝えすることができませんので、市民税課の窓口でご確認ください

## Q17. 所得税の定額減税について知りたい

- 所得税の定額減税に関しては、最寄りの税務署へお問い合わせください。給与支払者向けにはコールセンターが設置されています。
- 【給与支払者向け所得税定額減税コールセンター】  
TEL:0570-02-4562  
受付時間 9:00~17:00(土日祝除く)
- A17. 【栃木税務署】  
TEL:0282-22-0885  
受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)
- 所得税の減税額等については、給与所得者は勤務先へ、年金受給者は年金事務所等へお問い合わせください。  
※給与、年金の定額減税額は6月分から引かれます

Q18. 所得が年金のみである年金特別徴収の納税者は、いつどのようなタイミングで減税されるのか

個人住民税(市・県民税)においては、年金からの特別徴収が初年度の方と継続の方で異なります。

A18. 初年度の方は、普通徴収の第1期納期限(6月)分から減税します。  
減税しきれない場合は、第2期納期限(8月)分から減税します。  
さらに減税しきれない場合は、令和6年10月支給の年金特別徴収税額から順次減税します。

継続の方は、令和6年10月支給の年金特別徴収税額から減税します。  
減税しきれない場合は12月支給以後からも順次減税します。  
所得税においては、令和6年6月1日以後の源泉徴収税額から順次減税します。